

告 示

埼玉県告示第三百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成元年埼玉県告示第千四百八十八号で告示した東松山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

嵐山町

二 都市計画事業の種類及び名称

東松山都市計画下水道事業嵐山公共下水道

三 事業施行期間

平成元年十一月二十一日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成元年埼玉県告示第千四百八十八号、平成五年埼玉県告示第千二百七十七号、平成六年埼玉県告示第千五百十四号、平成九年埼玉県告示第六百六十三号、平成十四年埼玉県告示第七百五十二号、平成十七年埼玉県告示第千八十三号及び平成二十年埼玉県告示第五百一号の事業地のうち、嵐山町大字菅谷字城、字寺山、字坂下、大字川島字沼下、字豊田及び字屋田を加え、嵐山町大字菅谷字本宿、字清水、字東原、大字志賀字金平、大字川島字岩花及び字長山において事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし